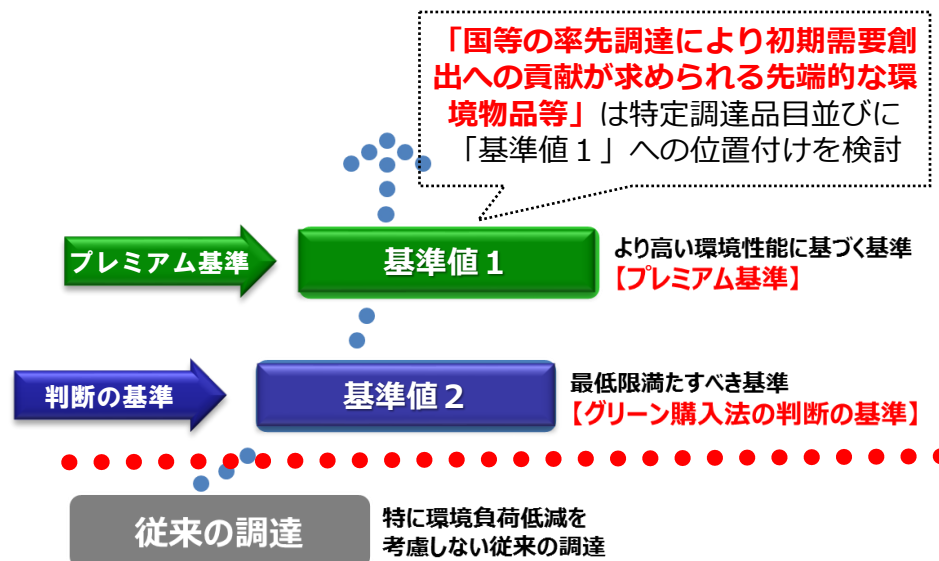


- **グリーン購入法**において、平成31年に導入された**2段階の判断の基準**について、**更なる活用を検討しているところ**、具体的な方向性は以下のとおり。

- 見直しに当たっては、「基準値 1」が常に市場を牽引できるように**より高い環境性能を示す基準**とするとともに、併せて**最低限満たすべき「基準値 2」の水準の引き上げ（全体のレベルアップ）**
- 各機関は「基準値 1」及び「基準値 2」の**定量的な調達目標**を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「**基準値 1**」を調達（**基準値 1 の調達推進**）
- 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、取組状況を比較して公表（**フォローアップ**）
- **令和 6 年度から、公共調達による後押しが必要又は期待される物品等（GX製品等）**について、2段階の判断の基準の設定を検討すべき品目及び基準を**提案募集プロセスで広く募集**



- **環境配慮契約法**において、各分野の環境配慮契約の在り方の検討を行っているところ、方向性は以下のとおり。
- 令和 7 年度の契約に使用する**排出係数しきい値を0.520kg-CO2/kWh（▲0.08）に引き下げ**
- **2030年度再エネ比率60%以上**を目指し、令和7年度の契約において仕様書等に記載する**調達電力の最低限の再エネ比率を40%へ引き上げ**
- 小売電気事業者が販売する**再エネ電力メニュー**及び**調達者向けの契約関連情報**を**環境省HP**において提供
- 電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を図る観点から、**総合評価落札方式の導入**に向けた契約方式、評価項目・基準等の検討
- **建築物のライフサイクルの脱炭素化**に向けて、既存の維持管理におけるメニューに加えて、**設計・改修段階における省エネ・脱炭素化に向けた対策・取組等の具体化・メニュー化**の検討